

令和元年度電気用品安全法試買テスト結果の概要

令和3年6月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号、以下「法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にPSEマーク¹を表示して販売することができます。

規制当局として、毎年度市場で流通している電気用品を購入し、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するために「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて確認された技術基準に適合しない電気用品については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導を行っております。



2. 試買テストの調査項目

①法第8条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。

②法第10条に基づくPSEマーク等表示の妥当性の確認

PSEマーク等表示の妥当性を確認する。

¹PSEマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品 

3. 試買テストの結果

(1) 対象とした電気用品

令和元年度の試買テストは、合計32品目、137機種（モバイルバッテリー1品目、15機種を含む）の電気用品に対して実施しました。

試買テストで対象とした電気用品の内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数
特定電気用品	直流電源装置、電撃殺虫器	2品目	7機種
特定電気用品 以外の電気用品	電気ストーブ、空気清浄機、エル・イー・ディー・電灯器具、電子レンジ、リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）等	30品目※	130機種※
合 計		32品目	137機種

※モバイルバッテリー1品目、15機種を含む。

(2) 結果の概要

137機種中、技術基準については53機種（38.7%）、PSE表示基準については、4機種（2.9%）が適合しないことがそれぞれ確認されました。

技術基準に適合しないことが確認された内容の内訳

分類	品目数	技術基準	PSE表示基準
特定電気用品	2品目	5機種 (71.4%)	0機種 (0.0%)
特定電気用品 以外の電気用品	26品目	48機種 (41.7%)	4機種 (3.1%)
合計	28品目	53機種 (38.6%)	4機種 (3.1%)

注：（ ）内は、各分類における試買機種数全体に対する技術基準不適合機種の割合を示しています。

①技術基準に関する不適合内容

各電気用品に要求されている電気用品安全法第8条に基づく技術基準²に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、53機種、合計168件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳については下表の通りです。また、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

技術基準の不適合事案の項目別内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
表示	40	24%
空間距離	22	13%
アース機構	12	7%
雑音の強さ	10	6%
取扱説明書等	21	12%
消費電力等の許容差	4	2%
平常温度	10	6%
形状・組立・操作	6	4%
その他	43	26%
合計	168	100%

消費者に危害を及ぼすおそれがある不適合としては、以下2件の事案があり、いずれも事業者に対して電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意を行い、改善措置及び再発防止の徹底等を指導しました。

また、以下の事業者はリコールの告知を行い、対象商品の回収を実施しております。詳細については、以下をご確認ください。

○慧光株式会社（法人番号：8010801021145）

電気用品名：エル・イー・ディー・ランプ

商品名：「エル・イー・ディー・ランプ」（SL-10WZ-D）

型番：SL-10WZ-D

関東経済産業局HP

https://www.kanto.meti.go.jp/annai/hodo/data/20200806seian_press.pdf

² 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成25年7月1日20130605商局第3号）

○株式会社ティクーン（旧 株式会社アドプリント）（法人番号 7120001144406）
電気用品名：広告灯
商品名：エアー看板
型番：BKAS-01、BKAS-02

近畿経済産業局HP

https://www.kansai.meti.go.jp/3-3seihinzen/denkiannzen/202006_press/202006_press.html

②PSEマーク等表示に関する不適合内容

電気用品安全法第10条に基づくPSEマーク等の表示に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、4機種、合計4件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳は下表の通りです。

なお、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

PSEマーク等の表示に関する不適合事案の項目別内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
PSEマークの表示が無い	4	100%
届出事業者名の表示が無い	4	100%
合計	8	100%

4. 不適合事案に対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、経済産業省及び各経済産業局等が届出事業者にその内容を通知し、是正のための改善指導を行っております。また、再発防止のための是正策が適切に行われているか確認するべく、法令遵守状況についてフォローアップも行っております。

(以上)

＜電気用品安全法の令和元年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について＞

(1) 特定電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電撃殺虫器①	1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. 電源基板の印刷配線間(AC間)が、じんあいが侵入し難い箇所でも最小1. 2mm ロ. 電流ヒューズ端子間が、その他の箇所でも2. 0mm	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、以下のとおり。 じんあいが侵入するおそれのない箇所: 1. 5mm(100V) その他の箇所: 2. 5mm(100V)
	2. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、電撃格子の出力尖頭電圧が738Vであるにもかかわらず、その近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。	別表第八1(2)テ (第十九条 表示等(一般)) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が600Vを超える部分を有するものにあつては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示してあること。
	4. 構造試験において、電撃格子に通電されていることを示す赤色の表示灯がなかった。	別表第八2(99)イ(二) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 電撃格子に通電されていることを示す赤色の表示灯を設けること。
電撃殺虫器②	1. 構造試験において、電流ヒューズが溶断したときに極性が異なる充電部相互間(100V)となる電流ヒューズ端子間の空間距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所でも2. 3mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2. 5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
直流電源装置①	1. 外部可とうコードにおいて、クラスII機器の主電源可とうコードに、シースのない平形耐熱ビニルコード(HVFF)を使用していた。	J60335-1(H27)25.7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) クラスIII機器以外の機器の電源コードは、次のタイプの一つでなければならない。 - 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第一に適合したコード。ただし、シースがない平形コードをクラス0機器以外の機器及び床上専用機器に用いない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置②	1. 構造試験において、プリント基板上(ダイオードブリッジの交流-交流端子間)の空間距離(沿面距離を含む。)が最小1.8mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、3.0mm以上(その他の箇所、240V)であること。
	2. 構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. ヒューズ間(ヒューズが溶断した際、異極となる部分)の空間距離が最小2.1mmであった。 ロ. 異極充電部相互間の交流-交流間の空間距離が最小1.8mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、3.0mm以上(その他の箇所、240V)であること。
	3. 構造試験において、最大定格電圧が240Vであるにもかかわらず、アース機構がなく、かつ、人が触れるおそれのある出力端子金属部が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 (1次側であるコンデンサ(C1及びC2)と2次側基板の半田面間が基礎絶縁(絶縁シート)のみで絶縁されていた。)	別表第八1(2)ソ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。)又はアース端子により接地できる構造であること。 ただし次に掲げるものにあつては、この限りでない。 (抜粋) (イ)二重絶縁又は強化絶縁により充電から絶縁されている非充電金属部
	4. イ. 部品及び附属品試験において、差込み刃のポッチ穴の面取りが次のとおりであった。 ①内側: 3.20mm ②外側: 3.20mm ロ. 部品及び附属品試験において、トラッキング防止用の絶縁物を取り除いた箇所の差込み刃の寸法が次のとおりであった。 ①刃の厚さ: 0.80mm ②刃の幅: 5.50mm	別表第八1(3)ヌ (第二条 安全原則) 接続器にあつては、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6(1)イ、ハ、ニ及びホ並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 別表第四6(1)ニ(ホ)(解釈) 表1の図1 ・刃のポッチ穴の面取り: $\phi 3.5$ mm以上 ・刃の厚さ: 1.5 ± 0.15 mm ・刃の幅: 6.3 ± 0.3 mm
	5. 定格容量の許容差試験において、表示の240Vの際の定格容量23VAに対して、測定値が最大16.9VA(-26.5%)であった。	別表第八1(4)ハ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 定格容量を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格容量が20を超え100以下のものの許容差は $\pm 20\%$ 以内であること。
直流電源装置③	1. クラス0I機器の接地接続に関する表示において、クラス0I機器の接地接続に関する表示がなかった。	J60950-1(H29)1.7.14A (第十九条 表示等(一般)) クラス0I機器には、次の内容又はこれと同等の表示をしなければならない。 -電源プラグ又は本体の見やすい箇所への表示”必ず接地接続を行って下さい。” -本体の見やすい箇所又は取扱説明書への表示”接地接続は必ず、電源プラグを電源につなぐ前に行ってください。また、接地接続を外す場合は、必ず電源プラグを電源から切り離してから行って下さい。”

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
(2) 特定電気用品以外の電気用品		
その他の採暖用電熱器具	<p>1. 材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験：100V）で、高温部である発熱体（表面温度：141.5℃（周囲温度21.5℃））に、サーミスターリード線が直接接触しているにもかかわらず、サーミスターリードの被覆に使用温度の上限値が98℃（補正值8℃）の架橋ポリエチレン混合物を使用していた。</p>	<p>別表第八1(1)ロ （第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 〔別表第四1(1)ロ(ハ)d〕 別表第十一第一章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 その他の採暖用電熱器具：電気用品の階級2 使用温度の補正值：8℃ 使用温度の上限値：90℃（架橋ポリエチレン混合物） 基準周囲温度：20℃</p>
	<p>2. 構造試験において、印刷配線基板の極性が異なる充電部相互間（240V）の空間距離（沿面距離を含む）が次のとおりであった。 イ. 電流ヒューズ（F1）端子部印刷配線相互間が、1.5mm（じんあいが入りすぎない箇所） ロ・電流ヒューズ（F1）端子部半田部と印刷配線との間が、1.8mm（その他の箇所） ハ. 抵抗器（R26）端子部半田相互間が、1.8mm（その他の箇所） ニ. バリスタ（VD）半田部と印刷配線との間が1.3mm（その他の箇所）</p>	<p>別表第八1(2)ト （第八条 絶縁性能の保持） 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、以下のとおり。 じんあいが入りすぎない箇所：2.0mm（240V） その他の箇所：3.0mm（240V）</p>
	<p>3. 構造試験において、温度制御装置（トライアック（Q3））を短絡した状態で通電（240V）したとき、発熱線の温度が急激に上昇し、保護装置であるバイメタルが動作する前に、ヒートマット本体外郭の表面温度が200℃以上となったため、感電、火災の危険が生じるおそれがあった。</p>	<p>別表第八1(2)レ （第九条 火災の危険源からの保護） 温度上昇により危険が生じるおそれのあるものにあつては温度過昇防止装置（温度ヒューズを含む。）を、過電流、過負荷等により危険が生じるおそれのあるものにあつては過負荷保護装置を取り付けてあること。 次の試験を行ったとき、感電、火災の危険が生じないものは、「危険が生じるおそれのあるもの」とはみなさない。この場合において、感電、火災の危険が生じないとは、充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は0.1MΩ以上であり、試験中において木台が燃焼するおそれがなく、機器に発火、著しい発煙等の異状が生ずることなく、かつ、試験後において熱電温度計により測定した機器の外郭の温度は150℃以下（電熱器具を除く。）であること。 （中略） （イ）人の注意の届かない状態で使用する機器 a 電熱装置を有するものにあつては、試験品を厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置き、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して各部の温度上昇がほぼ一定となるまで（タイムスイッチを有するものにあつてはその最大時間まで、非自己復帰形温度過昇防止装置又は非自己復帰形過負荷保護装置が動作した時はその時まで。）試験品に加える。この場合において、温度制御装置を有するものにあつては、これを短絡（複数個の温度制御装置を有するものにあつては、1個ずつ（2個以上同時に短絡しない。）順次行う。）した状態で行う。</p>
	<p>4. 構造試験において、電源電線の外側シースの厚みが、0.8mm（付加絶縁）であった。</p>	<p>別表第八1(2)ツ(ハ) （省令第七条第1項第一号 感電に対する保護） 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 （抜粋） 別表第八1(7)イ(ロ)a(b)；付加絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。</p>
	<p>5. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。</p>	<p>別表第八1(2)マ （第十九条 表示等（一般）） ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の採暖用電熱器具	6. 部品及び附属品試験において、電源電線及び接続電線に、断面積が0.50mm ² のビニルキャブタイヤコードを使用していた。	別表第八1(3)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源電線等は、別表第六1(3)ロに規定する技術上の基準に適合すること。 (別表第六1(3)ロ(イ)及び(ロ)) ロ 電源電線等は、次に適合すること。 (イ) 電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであって、コード又はキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75mm ² 以上のものであること。 (ロ) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。 a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の右欄に適合するものであり、かつ、100Nの引張荷重を15秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。 (中略) 接続される回路の電圧の区分が「150Vを超え300V以下」のものにあつては、器具間を接続する電線は、断面積が0.75mm ² (手持ち型の部分(コントローラーを含む。))に至る0.5A以下の回路に使用するものにあつては0.5mm ² 以上であつて、試料2mを1時間清水中に浸し、単心のは導体と大地の間に、多心のは導体相互間及び導体と大地との間に1,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えるもの
	7. 部品及び附属品において、アース線として使用しているビニルキャブタイヤコードの線心の1心の断面積が0.5mm ² であった。	別表第八1(3)ハ(二) (第八条 絶縁性能の保持) アース線は、次のいずれかであること。 (中略) (二) 断面積が0.75mm ² 以上の多心コード(より合わせコードを除く。)または多心キャブタイヤケーブルの線心の1
	8. 部品及び附属品試験において、接地極を有している一体成形の差込みプラグであるにもかかわらず、アース用である旨の表示が極に接続する端子の近傍になかった。	別表第八1(3)ヌ (第二条 安全原則) 接続器にあつては、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6(1)イ、ハ、ニ及びホ並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 〔解釈:別表第四6(1)ニ(ハ)エ〕 接地極を有するものにあつては、アース用である旨の表示を、その極に接続する端子の近傍に容易に消えない方法で付すこと。この場合において、「接地極」の表示は、保護アース、保護接地、PEの文字若しくは・の記号をもって表示することをいう。ただし、接地、接地端子、・、E、G等の文字若しくは・等の記号は、当分の間使用することができる。
	9. 部品及び附属品試験において、差込み刃の先端部の面取り部の厚さが1.0mmであった。	別表第八1(3)ヌ (第二条 安全原則) 接続器にあつては、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6(1)イ、ハ、ニ及びホ並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 〔解釈:別表第四6(1)ニ(ホ)ア(e)〕 刃の先端部には、刃受け穴に差し込み易いように丸味、面取り等を施すこと。この場合において、図1、図5、図6、図7、図10、図11、図14及び図15の導電極の刃の先端に面取りを施すものにあつては、厚さが0.9mm以下となる面取りを施すこと。
	10. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力220Wに対して、測定値が179/1067W(電源電圧100/240V、電源周波数60Hz、偏差:-18.6/+48.0%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1000W以下のものの許容差は+10%、-15%以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	<p>11. 表示において、定格電圧が125Vを超えるにもかかわらず、相の表示がなかった。</p>	<p>別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 相(定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る) 2~11(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、表示すること。</p>
	<p>12. 平常温度上昇試験において、自動温度調節器(サーミスターにて制御されるトライアック)及び温度過昇防止装置(バイメタル式)の接点を短絡(※)し、電源電圧を100Vで通電したとき、試験品を置く木台の表面温度が101.5℃を超えた。 なお、試験品を置く木台の表面温度が、基準値95℃を超えたため、試験を中止した。また、電源電圧240Vでの通電は、電源電圧100V通電で中止としたため、試験を行わなかった。</p> <p>※発熱部の片側の表面積8000cm²以下の場合であって、同一仕様の制御素子の個数が2個以上ある場合は、それらの接点は短絡しない。(当該製品の発熱部の表面積:7488cm²であった)</p>	<p>別表第八2(20)ハ (第十条 火傷の防止) 次の(イ)から(ヲ)までに掲げる試験条件において試験を行い、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所にあつては、据置き形のものに限る。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。 (中略) (ヘ)就寝中又は床上に敷いて使用する採暖用のものであつて、温度ヒューズ(温度過昇防止装置として使用しないものを除く。以下(ヘ)において同じ。)、自動温度調節器又は自動スイッチを有するものにあつては、感熱線を使用するものを除き、これらの接点を短絡すること。ただし、次の表の左欄に掲げる発熱部の片側の表面積ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる個数の温度ヒューズ、自動温度調節器又は自動スイッチを発熱体に直列に接続し、かつ、発熱部の内部に均一に取り付けてあるものにあつては、この限りでない。</p> <p>附表第四 一試験品を置く木台の表面:95℃</p>
	<p>13. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数0.5265MHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、62.4/63.7dB(測定周波数0.5265MHz/0.5265MHz・電源電圧240V・電源周波数50/60Hz)であった。</p>	<p>別表第十第五章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気トースター	1. 表示及び取扱説明又は据付説明において、取扱説明書に、機器が、外部タイマ又は個別の遠隔操作システムによって操作するように意図していない旨の記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 9 (H 2 9) 7. 1 2 (第十九条 表示(一般)) 取扱説明書には、機器が、外部タイマ又は個別の遠隔操作システムによって操作するように意図していない旨を記載しなければならない。
電気天火	1. 表示及び取扱説明書において、機器に I E C 6 0 4 1 7 記号 5 0 4 1 (2 0 0 2 - 1 0) を表示するものであるが、取扱説明書にその意味の記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 9 (H 2 9) 7. 1 2 (第十九条 表示等(一般)) 機器に I E C 6 0 4 1 7 記号 5 0 4 1 (2 0 0 2 - 1 0) を表示する場合、取扱説明書には、その意味をしなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、機器が、外部タイマ又は個別の遠隔操作システムによって操作するように意図していない旨の記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 9 (H 2 9) 7. 1 2 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書には、機器が、外部タイマ又は個別の遠隔操作システムによって操作するように意図していない旨を記載しなければならない。
	3. 雑音の強さ(不連続性雑音端子電圧)において、周波数 0. 1 5 M H z 及び 0. 5 M H z で不連続性雑音の許容値を超えるクリックが 4 5. 0 / 4 5. 0 % (電源周波数 5 0 / 6 0 H z、設定温度最高 2 3 0 ° C) であった。	J 5 5 0 1 4 - 1 (H 2 7) 4. 2 (第十八条 雑音の強さ) 最小観測時間内に発生した不連続性雑音の許容値を超えるクリック数が総クリック数の 2 5 % 以下であること。
電気がま①	1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所 2. 0 m m であった。	別表第八(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2. 5 m m 以上(その他の箇所、1 0 0 V)であること。
	2. 構造試験において、器体内部のアース用端子ねじを、機器用インレットと外釜とを接続しているアース線とその他のアース用渡り線との取り付けに兼用していた。	別表第八(2)ツ(ホ)㉔ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子はアース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。
	3. 構造試験において、交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度の表示がなかった。 イ. 外釜側面温度ヒューズ ロ. 底釜検知部温度ヒューズ	別表第八(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	4. 部品及び付属品において、機器用インレットと外釜とを接続している器体内部のアース用電線に、断面積が 0. 5 m m ² の単心ビニルコードを使用していた。	別表第八(3)ハ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) アース線は、断面積が 1. 2 5 m m ² 以上の単心コードまたは単心キャブタイヤケーブルであること。 (解説 3.) 器体の内部に使用するアース線であつて、外力が加わらないものの断面積は、0. 7 5 m m ² 以上とすることができる。
電気がま②	1. 表示において、機器に、次の事項が表示されていなかった。 - 定格電圧 - 電源の種類記号(～) - 定格入力又は定格電流	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 7. 1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 - 定格電圧 - 電源の種類記号。ただし、電源が単相 2 線式のものであつて、定格周波数表示がある場合は、この表示を省略できる。 - 定格入力又は定格電流

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気がま③	1. 材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験）で、105.5℃（周囲温度29.5℃）になる器体内部の電源電線の被覆に、使用温度の上限値が98℃（補正值8℃）のクロロスルホン化ポリエチレンゴムを使用していた。	別表第八1(1)ロ （第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用） 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 〔別表第四1(1)ロ(ハ)d〕 別表第十一第1章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気がま：電気用品の階級2 使用温度の補正值：8℃ 使用温度の上限値：90℃（クロロスルホン化ポリエチレンゴム） 基準周囲温度：30℃
	2. 構造試験において、次にあげる内部配線に、2Nの力を加えたとき、通常の使用状態で271.5℃（周囲温度29.5℃）となるヒーターフレームに接触した。 イ. 使用温度の上限値が180℃であるシリコンゴム被覆電線（ヒーターとランプ間の接続線） ロ. 使用温度の上限値が180℃であるガラス編組チューブ（電源電線部と自動スイッチ間の接続線）	別表第八1(2)ヌ(イ) （第八条 絶縁性能の保持） 2Nの力を電線に加えた場合に高温部に接触するおそれのあるものにあつては、接触したときに異状が生ずるおそれのないこと。 （解説19.(3)） 次の場合は、「異状が生ずるおそれ」があるものとみなす。 a 2Nの力を取り去っても、その配線の絶縁物の種類ごとに解釈別表第十一に掲げる値を超える部分に接触している場合 b 2Nの力を加えている間だけ、その配線の絶縁物の種類ごとに解釈別表第十一に掲げる値に40℃を加えた値を超える部分に接触している場合
	3. 構造試験において、交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度の表示がなかった。	別表第八1(2)マ （第十九条 表示等（一般）） ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	4. 電圧変動による運転性能において、定格電圧に対して+10%に変動させたとき、温度過昇防止装置である温度ヒューズ（192℃）が動作した。	別表第八1(6) （第三条第1項 安全機能を有する設計等） 平常温度試験の状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えて連続して運転し、電圧を定格電圧に対して±10%変動させた場合に、支障なく運転が継続できること。
	5. 構造試験において、外郭の見やすい箇所に、内容器と器体との間には水を入れないで使用する旨の表示がなかった。	別表第八2(9)イ(ハ) （第十九条 表示等（一般）） 直接式の電気がまにあつては、外郭の見やすい箇所（ふたを除く。）に、内容器と器体との間には水を入れないで使用する旨の表示を付してあること。
電気がま④	1. 温度上昇において、温度制限器の周辺の最高温度上昇値が、48.5K（周囲温度22.5℃）であった。ただし、Tマークが73.5℃以上のものにあつては、この限りでない。	J60335-1(H20)11.8 （第九条 火災の危険源からの保護） 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 （表3） スイッチ、自動温度調節器及び温度制限器の周辺： -Tマークなし：30K -Tマーク付：T-25K Tは、部品又は部品のスイッチヘッドが動作することができる最高周辺温度である。周辺温度は、当該部品の表面から5mm離れたところで空気の温度が最も高くなる点の温度とする。ただし、自動温度調節器又は温度制限器を熱伝導部分に取り付ける場合、取付面に指定した温度限度（T ₀ ）を適用する。したがって、取付面の温度上昇を測定しなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気湯せん器	1. 構造試験において、器体内部のアース端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていなかった。	別表第八1(2)ツ(ニ)b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であって、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。
電磁誘導加熱式調理器	1. 溢水試験において、インレット部に水の痕跡があり、インレットの充電部(ピン)と器体の表面間(強化絶縁)の沿面距離が29項に規定する値以下に減少した。 (強化絶縁の沿面距離が3.5mmとなった。)	J60335-2-9(H20)15.2 (第七条 感電に対する保護) 通常使用時に液体がこぼれるおそれがある機器は、液体のこぼれによって、電気絶縁に影響を、及ぼさないような構造でなければならない。 こころはJ60335-2-9 15.2に基づく溢水試験の結果、絶縁上に沿面距離及び空間距離の29.の規定値以下への減少につながるおそれのある水の痕跡があつてはならない。 J60335-1(H20)29.2.3 強化絶縁の沿面距離は、表17の基礎絶縁に対する規定値の2倍以上(4.8mm:動作電圧100V、汚損度3、材料グループⅢa)以上でなければならない。
電気髪ごて①	2. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスⅡ機器であるにもかかわらず、電源コードにシースのないクロロスルホン化ポリエチレンゴム絶縁平形コード(HHFF)を使用していた。	J60335-1(H20)25.7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源コードは、次のものよりグレードの低いものであってはならない。 一電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の別表第一に適合したコード。ただし、シースがない平形コードを床上専用の機器及びクラス0機器以外の機器に使用してはならない。
電気髪ごて①	1. 表示及び取扱説明書において、機器に、ISO 7010の記号P026(2011-05)、又は「警告:水の近くで機器を使用してはならない」旨の表示がなかった。	J60335-2-23(H29)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 可搬形ヘアドライヤ、カールごて及びこれに類する機器には、ISO 7010の記号P026(2011-05)、又は次の趣旨を表示しなければならない。 “警告:水の近くで機器を使用してはならない。”
電気髪ごて①	2. 表示及び取扱説明書において、スタンドを用いているにもかかわらず、「耐熱性のある、安定した水平面に機器を置く」旨の記載がなかった。	J60335-2-23(H29)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 可搬形機器の取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 一常にスタンドを用いている場合、耐熱性のある、安定した水平面に機器を置く。
電気髪ごて①	3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、「機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない」旨の記載がなかった。	J60335-1(H27)7.12.1 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書は、次の要旨を含んでいなければならない。 一この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない。
電気髪ごて①	4. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H27)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 一Y形取付けの機器の場合:電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するため、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気髪ごて②	1. 分類において、定格電圧が110V-220Vであるにもかかわらず、機器の感電に対する保護が、クラス0機器である。	J60335-1(H20)6.1.101 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 備考 クラス0機器は、定格電圧が150Vを超えない屋内用の機器についてだけ認められる。
	2. 表示及び取扱説明又は据付説明において、機器本体に、次の表示がなかった。 - 製造事業者若しくは責任を持つ販売業者の名称、商標又は識別表示 - IEC60417の記号5172(・)	J60335-1(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 (抜粋) - 製造事業者若しくは責任をもつ販売業者の名称、商標又は識別表示 - モデル名又は型式 - クラスII機器の場合にはIEC60417の記号5172
	3. 表示及び取扱説明又は据付説明において、取扱説明書に、「警告：浴槽、シャワー、洗面器又は水の入った他の容器の近くで機器を使用してはならない」旨の記載がなかった。	J60335-2-23(H20)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書には、次の主旨を記載しなければならない。 - 警告：浴槽、シャワー、洗面器又は水の入った他の容器の近くで機器を使用してはならない。
	4. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H20)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 - Y形取付けの機器の場合：電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するため、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
	5. 充電部への接近に対する保護において、基礎絶縁のみで絶縁されたスイッチのつまみ及びLED表面に、試験指が触れた。 なお、それぞれの厚みは2mm未満であった。	J60335-1(H20)8.2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) クラスII機器及びクラスII構造は、基礎絶縁及び基礎絶縁だけで充電部から分離した金属部への偶然的接触に対し適切な保護をするような構造であり、かつ、覆われていなければならない。二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から絶縁した部分にしか触れることができないものでなければならない。
	6. 温度上昇において、11項に規定する条件にて試験を実施した際、測定温度上昇値が下記のとおりであった。 ・スイッチの周辺(220V×√1.15)：43.0K(周囲温度23.0℃) ただし、Tマークが68.0℃以上のものにあつては、この限りでない。 ・使用中に操作すると手(試験条件：100V×√1.15/110V×√1.15/220V×√1.15)：70.5K/71.5K/78.0K(周囲温度23.0/23.0/23.0℃)	J60335-1(H20)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) ・スイッチ、自動温度調節器及び温度制限器の周辺： - Tマークなし：30K - Tマーク付：T-25K ・通常使用時に継続して手で保持する、ハンドル、ノブ、グリップ及び同等の部分： - 成型品：50K (参考1) J60335-1(H20)5.13 PTC電熱素子をもつ機器の試験は、規定の入力に相当する電圧で行う。定格入力を超える入力が指定されている場合には、電圧に乗じる係数は、入力に乗じる係数の平方根に等しい値とする。 (参考2) J60335-1(H20)11.4 電熱機器は、通常動作で定格入力の1.15倍の入力で運転する。
	7. 空間距離、沿面距離及び固体絶縁において、機能絶縁となるプリント基板(AC間：半田-印刷配線間及び半田相互間)の空間距離及び沿面距離が、最小1.4mmであった。 なお、沿面距離の基準値は、比較トラッキング指数において、CTI400Vが不適合となったため、材料グループIIIaで判定した。	J60335-1(H20)29.1.4 (第八条 絶縁性能の保持) 機能絶縁の空間距離は、表16に規定する値(2.0mm：定格電圧220V、定格インパルス電圧2500V)以上でなければならない。ただし、機能絶縁を短絡した状態で19.に適合する場合は、空間距離を規定しない。 J60335-1(H20)29.2.4 (第八条 絶縁性能の保持) 機能絶縁の沿面距離は、表18に規定する値(2.0mm：動作電圧220V、汚損度2、材料グループIIIa)以上でなければならない。しかし、沿面距離は、機能絶縁を短絡した状態で19.に適合する場合は、減じてよい。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気髪ごて②	8. 空間距離、沿面距離及び固体絶縁において、強化絶縁となるLED脚部と本体外郭表面との間の沿面距離が、3.8mmであった。	J60335-1(H20)29.2.3 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 強化絶縁の沿面距離は、表17の基礎絶縁に対して規定する値(2.5mm:動作電圧220V、汚損度2、材料グループⅢa)の2倍(5.0mm)以上でなければならない。
	9. 空間距離、沿面距離及び固体絶縁において、強化絶縁となる固体絶縁の厚みが次のとおりであった。 イ. スイッチつまみ:1.7mm ロ. LED外郭:1.3mm	J60335-1(H20)29.3 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 固定絶縁は、付加絶縁については1mm及び強化絶縁については2mmの最小厚さがなければならない。
電気髪ごて③	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、「機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない」旨の記載がなかった。	J60335-1(H27)7.12.1 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書は、次の要旨が含まなければならない。 -この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人(子供を含む)が単独で機器を用いることを意図していない。
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H27)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 -Y形取付けの機器の場合:電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するため、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
電気髪ごて④	1. 分類において、定格電圧が100V-240Vであるにもかかわらず、機器の感電に対する保護が、クラス0機器である。	J60335-1(H20)6.1.101 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 備考 クラス0機器は、定格電圧が150Vを超えない屋内用の機器についてだけ認められる。
	2. 表示及び取扱説明において、定格電圧が100V-240Vであり、アース機構がないことから、クラスⅡ機器であるにもかかわらず、機器本体に、IEC60417の記号5172(・)の表示がなかった。	J60335-1(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 (抜粋) -クラスⅡ機器の場合にはIEC60417の記号5172
	3. 表示及び取扱説明書において、機器に、ISO7010の記号P026(2011-05)、又は「警告:水の近くで機器を使用してはならない」旨の表示がなかった。	J60335-2-23(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 可搬形ヘアドライヤ、カールごて及びこれに類する機器には、ISO7010の記号P026(2011-05)、又は次の趣旨を表示しなければならない。 “警告:水の近くで機器を使用してはならない。”
	4. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H20)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 -Y形取付けの機器の場合:電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するため、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気髪ごて④	<p>5. 充電部への接近に対する保護において、二重絶縁又は強化絶縁により絶縁されていない上こて面及び下こて面に、試験指が触れた。 なお、それぞれの付加絶縁となる内部保護チューブの厚みは1mm未満であるため、二重絶縁により絶縁している部分とはみなせない。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 8 . 2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) クラスⅡ機器及びクラスⅡ構造は、基礎絶縁及び基礎絶縁だけで充電部から分離した金属部への偶然的接触に対し適切な保護をするような構造であり、かつ、覆われていなければならない。二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から絶縁した部分にしか触れることができないものでなければならない。</p>
	<p>6. 温度上昇において、11項に規定する条件にて試験を実施した際、測定温度上昇値が次のとおりであるにもかかわらず、その使用温度の上限値が66℃(補正值16℃)であった。なお、当該材料が不明のため、絶縁物の使用温度の上限値は、50℃で評価した。 ・ヒーター(小)接続線保護チューブ(試験条件:100V×√1.15/240V×√1.15):105.0K/104.5K(周囲温度23.0℃/23.0℃) ただし、絶縁物の使用温度の上限値が128.0℃以上のものにあつては、この限りでない。 ・ヒーター(大)接続線保護チューブ(試験条件:100V×√1.15/240V×√1.15):164.5K/162.5K(周囲温度23.0℃/23.0℃) ただし、絶縁物の使用温度の上限値が187.5K以上のものにあつては、この限りでない。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 1 1 . 8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) ・配線及び巻線以外の絶縁物:熱可塑性 f 注 f) 別表第四1(1)口に適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 一別表第四1(1)口(ハ)(抜粋)一 別表第十一第1章の表に掲げる絶縁物であつて、その使用温度の限度値に補正值を加えた値の状態で使用される場合。 電気髪ごて:電気用品の階級3 使用温度の補正值:16℃ 使用温度の上限値:50℃(材料不明) 基準周囲温度:30℃ (参考1) J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 5 . 1 3 P T C 電熱素子をもつ機器の試験は、規定の入力に相当する電圧で行う。定格入力を超える入力が指定されている場合には、電圧に乗じる係数は、入力に乗じる係数の平方根に等しい値とする。 (参考2) J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 1 1 . 4 電熱機器は、通常動作で定格入力の1.15倍の入力で運転する。</p>
	<p>7. 空間距離、沿面距離及び固体絶縁において、強化絶縁となるメイン基板AC1半田部と本体外郭表面との間の空間距離及び沿面距離が、1.8mmであった。 なお、沿面距離の基準値は、比較トラッキング指数において、CTI600Vが不適合となったため、材料グループⅡで判定した。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 2 9 . 1 . 3 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 強化絶縁の空間距離は、表16に規定する値(3.5mm:定格電圧240V、定格インパルス電圧4000V)以上でなければならない。ただし、定格インパルス電圧については、基準として一つ上のステップ(4000V)を使用する。 J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 2 9 . 2 . 3 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 強化絶縁の沿面距離は、表17の基礎絶縁に対して規定する値(1.8mm:動作電圧250V、汚損度2、材料グループⅡ)の2倍(3.6mm)以上でなければならない。</p>
	<p>8. 空間距離、沿面距離及び固体絶縁において、機能絶縁となる印刷配線間(ヒューズ溶断時に異極となる部分)の空間距離が、最小1.8mmであった。</p>	<p>J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 2 9 . 1 . 4 (第八条 絶縁性能の保持) 機能絶縁の空間距離は、表16に規定する値(2.0mm:定格電圧240V、定格インパルス電圧2500V)以上でなければならない。ただし、機能絶縁を短絡した状態で19.に適合する場合は、空間距離を規定しない。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気髪ごて⑤	1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇)で、最高260.5℃(周囲温度30.0℃)になるヒーター一部の絶縁フィルムに、使用温度の上限値が226℃(補正值16℃)のポリイミドフィルムを使用している。	別表第81(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第41(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 〔別表第41(1)ロ(ハ)d〕 別表第十一第1章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気髪ごて：電気用品の階級3 使用温度の補正值：16℃ 使用温度の上限値：210℃(ポリイミドフィルム：有機材料) 基準周囲温度：30℃
	2. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(240V)の空間距離(沿面距離を含む)が、次のとおりであった。 イ. 交流回路間(ACLP1)となる印刷配線間が、固定ねじを介して、その他の箇所が1.2mm ロ. 交流回路間(ACLP2端子板)となる印刷配線間が、その他の箇所が1.8mm ハ. 交流回路(赤枠)と整流後等の回路(赤枠周辺にある矢印の印刷配線)との間になる印刷配線間が、じんあいが侵入し難い箇所が最小0.4mm、その他の箇所が最小1.0mm ニ. 交流回路(パターン面)と整流後等の回路(実装面)との間になる印刷配線間が、じんあいが侵入し難い箇所が最小1.2mm、その他の箇所が最小1.2mm ホ. 保護インピーダンス(R9)間になる印刷配線間が、その他の箇所が最小1.0mm ヘ. 保護インピーダンス(R7)間になる印刷配線間が、その他の箇所が最小2.0mm ト. 交流回路(P2)と整流後の回路(N+)との間になる印刷配線間が、その他の箇所が最小0.7mm チ. スイベル端子間、端子受け金間及びスイベル端子と端子受け金との間が、その他の箇所が最小2.7mm	別表第81(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、以下のとおり。 じんあいが侵入するおそれのない箇所：2.0mm(240V) その他の箇所：3.0mm(240V)
	3. 構造試験において、最大定格電圧が240Vであるにもかかわらず、アース機構がなく、かつ、次にあげる人が触れるおそれのある非充電金属部が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 イ. こて面の金属部：強化絶縁となるサーミスタ接続線の厚みが0.4mmであった。 ロ. スイッチパネル固定ねじの金属部：強化絶縁となる樹脂製パネルカバーの厚みが0.7mmであった。	別表第81(2)ソ(イ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む)またはアース用端子により接地できる構造(アース機構という)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 (イ) 二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されている非充電金属部 (別表第81(7)イ(ハ)a(b)：強化絶縁であつて、外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0.8mm以上 (別表第81(7)イ(ハ)b：強化絶縁の沿面距離は、5.0mm以上
	4. 表示において、定格電圧が125Vを超えるにもかかわらず、相の表示がなかった。	別表第81(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 相(定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る) 2~11(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、表示すること。
電気冷蔵庫	1. 表示及び取扱説明書において、圧縮式機器であるにもかかわらず、本体に、定格電流(A)の表示がなかった。	J60335-2-24(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示を行わなければならない。 一定格入力(W)または定格電流(A)。ただし、アイスクリーム機器以外の圧縮式機器は、定格電流(A)だけで表示すること。
	2. 表示において、可燃性断熱発泡ガス(シクロペンタン)の表示が、扉内の銘板にあり、電動圧縮機に近づいたときに確認できる表示位置になかった。	J60335-2-24(H20)7.15 (第十九条 表示等(一般)) 圧縮式機器ではISO3864の警告記号B.3.2と同様に、可燃性冷媒のタイプ及び可燃性断熱発泡ガスの表示が、電動圧縮機に近付いたとき見えなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気歯ブラシ①	1. 取扱説明書において、着脱できる電源装置である充電台から電源供給されている歯ブラシ本体がクラスⅢ構造であるにもかかわらず、取扱説明書に、同梱した電源装置だけと一緒に用いなければならない旨の記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7 . 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 着脱できる電源装置から電源供給するクラスⅢ構造部分をもつ機器の取扱説明書には、機器は機器に同梱した電源装置だけと一緒に用いなければならないことを、記載しなければならない。
	2. 取扱説明書において、電源コードは、交換することができない。コードが破損した場合、機器は廃棄しなければならない旨の表示がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7 . 1 2 . 5 (第十九条 表示等 (一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 (中略) 一 Z 形取付けの機器の場合：電源コードは、交換することができない。コードが破損した場合、機器は廃棄しなければならない。
	3. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスⅡ機器であるにもかかわらず、電源コードにシースのない平形ビニルコード (V F F) を使用していた。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 2 5 . 7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) クラスⅢ機器以外の機器の電源コードは、次のタイプの一つでなければならない。 (中略) 一 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 (2 0 1 3 0 6 0 5 商局第 3 号) の別表第一に適合したコード。 ただし、シースがない平形コードをクラス 0 機器以外の機器又は床上専用のクラス 0 機器に用いてはならない。
電気歯ブラシ②	1. 構造試験において、整流後の回路である誘導コイル用エナメル銅線が固定されておらず、エナメル銅線に 2 N の力を加えたとき、極性が異なる充電部となる電源電線取り付け部等 (A C 1 0 0 V) に接触し、空間距離が 0 mm となった。	別表第八 1 (2) ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離 (沿面距離を含む。) は、1 . 5 mm 以上 (じんあいが入るおそれのない箇所、1 0 0 V) であること。
電気歯ブラシ③	1. 構造試験において、電源電線を、器体の内側に向かって 5 c m の箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。	別表第八 1 (2) ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等 (固定して使用するもの又は取り付けられた状態で外部に露出しないものを除く。) は、器体の外方に向かって器体の自重の値の 3 倍の値 (器体の自重の値の 3 倍の値が 1 0 k g を超えるものにあつては 1 0 0 N 、器体の自重の値の 3 倍の値が 3 k g 未満のものにあつては 3 0 N の値) の張力を連続して 1 5 秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から 5 c m の箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。
	2. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力 1 W に対して、測定値が 1 . 4 9 / 1 . 5 3 W (電源周波数 5 0 / 6 0 H z 、偏差 : + 4 9 . 0 / + 5 3 . 0 %) であった。	別表第八 1 (4) ハ (イ) (第二条第 1 項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が 1 0 W 以下のものの許容差は + 2 5 % 以下であること。
	3. 表示において、定格電圧が 1 2 5 V を超えるにもかかわらず、相の表示がなかった。	別表第八 1 (1 2) (第十九条 表示等 (一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 相 (定格電圧が 1 2 5 V を超えるものの場合に限る) 2 ~ 9 (省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、表示すること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
扇風機①	<p>1. 羽根を囲うガードに、J I S C 0922のテストプローブBと類似のテストプローブにより3.5N加えると可動部である羽根に触れた。</p> <p>2. 空間距離において、基礎絶縁である電動機巻線と鉄心間が、最小1.0mmであった。</p>	<p>J60335-1(H20)20.2 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部分は、通常使用時に人体に危害を及ぼすことがない適切な位置にあるか、又は外郭で囲っていないなければならない。 保護外郭、ガードその他これに類するものは、着脱できない部分とし、かつ、十分な機械的強度をもっていなければならない。 適否は、目視検査、21.による試験及びJ I S C 0922のテストプローブBと類似のテストプローブ(非円形面の代わりに直径が50mmの円形停止面をもつもの)に5N以下の力を加える試験によって判定する。 そのテストプローブが危険な運動部分に触れてはならない。</p> <p>J60335-1(H20)29.1 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、表16に規定する値(1.5mm:定格電圧100V:クラス0機器)以上でなければならない。</p>
扇風機②	<p>1. 構造試験において、電動機鉄心に触れている内部配線の被覆が損傷していた。</p>	<p>別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。</p>
電気冷房機	<p>1. 構造試験において、アース用端子ねじにタッピンねじを使用しているため、アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができなかった。</p> <p>2. 表示において、始動電流の実測値が60.3Aで45Aを超えているにもかかわらずその旨の表示が施されていなかった。</p>	<p>別表第八1(2)ツ(ホ) a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子は、次に適合すること。アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。確実に取り付けることができるとは、別表第四1(2)ナ(イ) a及びbによる。</p> <p>別表第四1(2)ナ(イ) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。この場合において、次の接続方法によるものは、「確実に取り付けることができる」とみなす。 a. アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が2山以上のもの b. 通常の使用状態で外部に露出しない連結端子(スプリング式ねじなし端子)(附表第一3に適合するものに限る。)</p> <p>別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1~6(省略) 7 始動電流が45A(定格電圧が125Vを超えるものの場合にあつては、60A)を超えるもの(単相のものに限る。)にあつては、その値 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</p>
空気清浄機①	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の異極充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が次のとおりであった。 イ. 交流-交流: 1.3mm(じんあい有り) ロ. 交流-交流: 1.1mm(じんあい無し) ハ. 交流-直流: 1.1mm(じんあい無し)</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、100V)であること。 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
空気清浄機②	1. 構造試験において、プリント基板上の異極充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が次のとおりであった。 イ. 交流-交流: 1. 4mm(じんあい有り) ロ. 交流-交流: 1. 1mm(じんあい無し) ハ. 交流-直流: 1. 3mm(じんあい無し)	別表第八(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1. 5mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、100V)であること。 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2. 5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、高電圧発生ユニットの出力尖頭電圧が1. 10kVであるにもかかわらず、その近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。	別表第八(2)テ (第十九条 表示等(一般)) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が600Vを超える部分を有するものにあつては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示してあること。
空気清浄機③	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H20)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 - Y形取付けの機器の場合、電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
電気洗濯機①	1. 表示及び据付説明書において、据付説明書に「底部に通気口のある洗濯機に対しては、カーペットが通気口をふさいではならない」が明記されていなかった。	J60335-2-7(H20)7.12.1 (第十九条 表示等(一般)) 据付説明書には、底部に通気口のある洗濯機に対しては、カーペットが通気口をふさいではならないと明記しなければならない。
	2. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性において、タイマースイッチ及び切換スイッチの接点を保持している樹脂に対し、JISC60695-2-11のグローワイヤ試験を750°Cで行ったところ、瞬時に着火しグローワイヤを引き離したからも30秒以上燃え続けた。	J60335-1(H20)30.2.3 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を保持する非金属材料の部分及びその接続部から3m以内の距離にある非金属材料に対し、JISC60695-2-11のグローワイヤ試験を行う。 - 通常動作で0.2Aを超える電流が流れる部分の接続部に対しては750°C JISC60695-2-11より、“試験片の燃焼若しくは赤熱がおきないか、又は次の両方の条件があてはまる場合、試験片はグローワイヤ試験に十分耐えるものとみなす。 a)グローワイヤを引き離した後、試験片の燃焼又は赤熱が30秒以内に消える。 すなわち $t_e \leq t_a + 30$ 秒 b) 使用した包装用ティッシュの指定の敷物の包装用ティッシュが着火しない。
	3. 機器本体に、経年劣化に係る注意喚起のための次の表示がなかった。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事項に至るおそれがある旨	J2000(H20) (第二十条第1項第三号 表示(長期使用製品安全表示制度による表示)) 電気洗たく機(乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗たく機と一体となっているものに限る。)にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事項に至るおそれがある旨
	4. 雑音の強さ(不連続性雑音端子電圧)において、周波数0.5MHzで不連続性雑音の許容値を超えるクリックが77.5/77.5%(電源周波数50/60Hz、標準)であった。	J55014-1(H27)4.2 (第十八条 雑音の強さ) 最小観測時間内に発生した不連続性雑音の許容値を超えるクリック数が総クリック数の25%以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機②	1. 構造試験において、充電部である電動機巻線とアースするおそれのある非充電金属部である電動機鉄心との間の空間距離が、その他の箇所でも最小0.5mmであった。	別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.0mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、アース用端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていないかった。	別表第八1(2)ツ(ニ)b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であって、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、アース用端子ねじを取り外したとき、器体内部にある勤合先のナットが脱落し、アース線を取り付けることができなくなった。	別表第八1(2)ツ(ホ)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子は、次に適合すること。アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。確実に取り付けることができるとは、別表第四1(2)ナ(イ)a及びbによる。 別表第四1(2)ナ(イ) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。この場合において、次の接続方法によるものは、「確実に取り付けることができる」とみなす。 a. アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が2山以上のもの b. 通常の使用状態で外部に露出しない連結端子(スプリング式ねじなし端子)(附表第一3に適合するものに限る。)
	4. 構造試験において、アース用端子ねじをアース線と器体内部のアース用渡り線の取付に兼用していた。	別表第八1(2)ツ(ホ)c (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子はアース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。
	5. 部品及び付属品において、定格電圧が110Vの電動機運転用コンデンサの端子の両端に、157Vの電圧が印加されていた。	別表第八1(3)イ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 部品または付属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。
	6. 部品及び付属品において、アース線に、断面積が0.75mm ² の単心コードを使用していた。	別表第八1(3)ハ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) アース線は、断面積が1.25mm ² 以上の単心コードまたは単心キャブタイヤケーブルであること。
	7. 構造試験において、電動機の最下面が床面から測定した結果、2.6cmであった。	別表第八2(48)イ(イ) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 充電部に水がかからず、かつ、卓上型以外のものにあつては充電部(電源電線と器体との接続部を含む。)及び電動機最下面が床面から5cm以上離れていること。
	8. 構造試験において、アース線の長さが2mであった。	別表第八2(48)イ(チ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース端子を設けるものにあつては、長さが2.5m以上のアース線を備えていること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機②	9. 構造試験において、保護機能付き以外のコンデンサーであって、防炎性のケースを有さない空間に配置されたコンデンサーの外面から50mm以内に隣接する非金属部がJIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験において燃焼した。(当該コンデンサーが保護機能付きのものにあっては、この限りでない。)	別表第82(48)イ(ヲ) c (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気洗濯機であって、JIS C 4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれに適合するものにあつてはこの限りでない。 (抜粋) c: コンデンサーの外面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合すること。
	10. 機器本体に、経年劣化に係る注意喚起のための次の表示がなかった。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事項に至るおそれがある旨	別表第82(48)へ (第二十条第1項第三号 表示(長期使用製品安全表示制度による表示)) 電気洗たく機(乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗たく機と一体となっているものに限る。)にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事項に至るおそれがある旨
	11. 雑音の強さ(不連続性雑音端子電圧)において、周波数0.55MHzで不連続性雑音の許容値を超えるクリックが90.0/90.0% (電源周波数50/60Hz、洗い)、周波数1.4MHzで不連続性雑音の許容値を超えるクリックが75.0/75.0% (電源周波数50/60Hz、洗い)であった。	別表第十章2.2(3) (第十八条 雑音の強さ) 最小観測時間内に発生した不連続性雑音の許容値を超えるクリック数が総クリック数の25%以下であること。
電気洗濯機③	1. 取扱説明書において、「底部に通気口のある洗濯機に対しては、カーペットが通気口をふさいではならない」が明記されていないかった。	J60335-2-7(H20)7.12.1 (第十九条 表示等(一般)) 据付説明書には、底部に通気口のある洗濯機に対しては、カーペットが通気口をふさいではならないと明記しなければならない。
	2. 温度上昇において、94V・60Hzによる運転で、モーター巻線の温度上昇値が119.0K(周囲温度23.0℃)であった。 又、106V・50/60Hzによる運転で、モーター巻線の温度上昇値が89.5/85.5K(周囲温度23.0℃)であった。 ただし、巻線の耐熱クラスがH種以上のものにあつては、この限りでない。	J60335-1(H20)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) 巻線及びJIS C 4003に基づく巻線の耐熱クラスが次の場合: 一巻線 ・A種絶縁のもの: 75K ・E種絶縁のもの: 90K ・B種絶縁のもの: 95K ・F種絶縁のもの: 115K ・H種絶縁のもの: 140K
	3. 部品及び付属品において、定格電圧が110Vの電動機運転用コンデンサーの端子の両端に、179.7Vの電圧が印加されていた。 さらに、機器の定格電圧の1.1倍の電圧(110V)で運転したとき、コンデンサー両端に電圧が191.5Vであった。	J60335-1(H20)24.5 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) モーターの補助巻線に用いるコンデンサーには、定格電圧及び定格静電容量を表示しなければならない。かつ、これらの表示に従って用いなければならない。 さらに、モーターの巻線と直列に接続したコンデンサーの場合は、最小負荷を掛けて、機器の定格電圧の1.1倍の電圧で機器を運転したときのコンデンサー両端の電圧が、コンデンサーの定格電圧の1.1倍を超えないこと。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気洗濯機③	4. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、差込みプラグから引き出しているアース線が、緑色の被覆であった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 2 5 . 1 0 (第八条 絶縁性能の保持) クラス 0 I 機器で接地線を附属する場合、接地端子に接続する電線は、緑と黄色で配色した被覆をもっていなければならない。
	5. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性において、タイマースイッチ及び切換スイッチの接点を保持している樹脂に対し、J I S C 6 0 6 9 5 - 2 - 1 1 のグローワイヤ試験を 7 5 ° C で行ったところ、瞬時に着火しグローワイヤを引き離してからも 3 0 秒以上燃え続けた。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 3 0 . 2 . 3 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を保持する非金属材料の部分及びその接続部から 3 m m 以内の距離にある非金属材料に対し、J I S C 6 0 6 9 5 - 2 - 1 1 のグローワイヤ試験を行う。 ー 通常動作で 0 . 2 A を超える電流が流れる部分の接続部に対しては 7 5 0 ° C J I S C 6 0 6 9 5 - 2 - 1 1 より、“試験片の燃焼若しくは赤熱がおきないか、又は次の両方の条件があてはまる場合、試験片はグローワイヤ試験に十分耐えるものとみなす。 a) グローワイヤを引き離した後、試験片の燃焼又は赤熱が 3 0 秒以内に消える。 すなわち $t_e \leq t_a + 30$ 秒 b) 使用した包装用ティッシュの指定の敷物の包装用ティッシュが着火しない。
	6. 雑音の強さ(不連続性雑音端子電圧)において、周波数 0 . 5 M H z で不連続性雑音の許容値を超えるクリックが 8 5 . 0 / 8 2 . 5 % (電源周波数 5 0 / 6 0 H z 、 洗い) 、 周波数 1 . 4 M H z で不連続性雑音の許容値を超えるクリックが 8 0 . 0 / 7 5 . 0 % (電源周波数 5 0 / 6 0 H z 、 洗い) であった。	J 5 5 0 1 4 - 1 (H 2 7) 4 . 2 (第十八条 雑音の強さ) 最小観測時間内に発生した不連続性雑音の許容値を超えるクリック数が総クリック数の 2 5 % 以下であること。
電気ドリル	1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で 1 9 2 . 0 ° C (周囲温度 3 0 . 0 ° C) になる電動機巻線の表面に、溝絶縁及び電動機口出し線用保護チューブが接触しているにもかかわらず、その使用温度の上限值が 5 8 ° C (補正值 8 ° C) であった。なお、当該材料が不明のため、絶縁物の使用温度の上限值は、5 0 ° C で評価した。ただし、使用温度の上限值が 1 9 2 ° C (基準周囲温度 3 0 ° C) 以上の絶縁物を使用している場合にあっては、この限りでない。	別表第八 1 (1) ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四 1 (1) ロ (イ) から (ト) に適合すること。 〔別表第四 1 (1) ロ (ハ) d〕 別表第十一 第一章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気ドリル(携帯用のもの) : 電気用品の階級 2 使用温度の補正值 : 8 ° C 使用温度の上限值 : 5 0 ° C (材料不明) 基準周囲温度 : 3 0 ° C
	2. 電圧変動による運転性能において、平常温度上昇試験の条件(全負荷電流、右回転)で、定格電圧に対して - 1 0 % (9 0 V) に変動させたとき、約 1 7 分後に、発煙が見られ、支障なく運転を継続できなくなった。	別表第八 1 (6) (第三条第 1 項 安全機能を有する設計等) 平常温度試験の状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えて連続して運転し、電圧を定格電圧に対して ± 1 0 % 変動させた場合に、支障なく運転が継続できること。
	3. 平常温度上昇試験において、抵抗法で測定した電動機固定巻線の温度が 1 5 0 . 1 / 1 9 2 . 0 (5 0 / 6 0 H z 、 右回転、周囲温度 3 0 . 0 / 3 0 . 0 ° C) であった。	別表第八 2 (6 4) ハ (イ) (第九条 火災の危険源からの保護) 表示された全負荷電流に等しい電流を負荷した状態において、各部の温度上昇がほぼ一定となった時(短時間定格のものにあっては、その表示された定格時間に等しい時間が経過した時)の各部の温度は次の値以下であること。 ー巻線ー ・ A 種絶縁のもの : 1 0 5 ° C ・ E 種絶縁のもの : 1 2 0 ° C ・ B 種絶縁のもの : 1 2 5 ° C ・ F 種絶縁のもの : 1 4 0 ° C ・ H 種絶縁のもの : 1 6 5 ° C

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ディー・ランプ①	1. 構造試験において、外側電極と内部配線との接続が合成樹脂を介して接続されるにもかかわらず、金属弾性体で歪みを補う処置が施されていない熱可塑性樹脂であった。	別表第八1(2)リ (第九条 火災の危険源からの保護) 充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。 (解説の抜粋) リ(2) a 合成樹脂を介して締め付け、かしめ等により接続するものの合成樹脂にあつては、別表の第十一、第一章の表の左欄に掲げる絶縁物の種類ごとに同表の右欄に掲げる使用温度の上限値以下で使用されるものであつて、かつ、次に適合するもの。 イ 熱硬化性樹脂のもの ロ パネ、座金等の金属弾性体で歪みを補う処置を施した熱可塑性樹脂のもの。この場合において、最大電流が1 A以下の部分に使用するものに限る。
エル・イー・ディー・ランプ②	1. 構造において、本体とランプカバーの組立を接着剤等で固定しておらず、本体にはめ込まれただけであるので、手で容易に取り外すことのできるランプカバーを外したとき、器体内部の基板の充電部に試験指が触れた。	別表第八1(2)へ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。
	2. 構造試験において、外側電極と内部配線との接続が合成樹脂を介して接続されるにもかかわらず、金属弾性体で歪みを補う処置が施されていない熱可塑性樹脂であった。	別表第八1(2)リ (第九条 火災の危険源からの保護) 充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。 (解説の抜粋) リ(2) a 合成樹脂を介して締め付け、かしめ等により接続するものの合成樹脂にあつては、別表の第十一、第一章の表の左欄に掲げる絶縁物の種類ごとに同表の右欄に掲げる使用温度の上限値以下で使用されるものであつて、かつ、次に適合するもの。 イ 熱硬化性樹脂のもの ロ パネ、座金等の金属弾性体で歪みを補う処置を施した熱可塑性樹脂のもの。この場合において、最大電流が1 A以下の部分に使用するものに限る。
	3. 構造試験において、口金の絶縁物の直径φLの寸法が14.92mmであった。	別表第八2(86の6の2)イ(ロ) (第二条第2項 安全原則) 口金のかん合部の寸法は、JIS C 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第一部 口金」に適合すること。 (JISの抜粋) シート 1-21-3 E26/25 E26/27 口金 口金の絶縁物の直径の寸法 ・15.24~17.01mm
電気スタンド①	1. 構造試験において、プリント基板上のパターン(充電部)と金属基板(人が触れるおそれのある非充電金属部)との間の空間距離(最小値)が0.5mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが入りし難い箇所、100V)であること。
	2. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が61.5dB(測定周波数526.5kHz、電源周波数50Hz)であった。	別表第十第七章1.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。
電気スタンド②	1. 器体外郭の表面、外箱のいずれにも力率及び入力電流が記載されていない。なお、本体と外箱の他に、取扱説明書はなかった。	J60598-1(H26)3.3 (第十九条 表示等(一般)) 3.3.9 製造事業者は、力率及び入力電流について情報を提供できるようにしておかなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
装飾用電灯器具①	1. 表示において、表示すべき事項である定格電流及び屋外用の旨の表示がなかった。(包装箱に屋外で使用できる旨の表記があったため屋外用と判断した)	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六 抜粋) 1. 定格電圧 2. 定格電流 3. 屋外用のものにあつては、その旨 4. 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号
	2. 構造試験において、電源電線(LEDドライバー出力線)及び光源相互間を接続する電線がビニルコードで断面積が0.16mm ² 及び0.14mm ² であった。	別表第八2(88)イ(イ)b (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 屋外用のものにあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャプタイヤコード若しくはキャプタイヤケーブルであつてその断面積は0.75mm ² 以上のものであること。
	3. 構造試験において、送り用接続器の近傍に接続出来る最大電流等の表示、及び送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示がなかった。	別表第八2(88)イ(ハ)e (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、送り用接続器の近傍にラベル等の適当な方法により最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数、光源の種類、並びに送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してあること。
	4. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が79.3/79.1dB(測定周波数526.5/526.5kHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十第五章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。
装飾用電灯器具②	1. 表示において、器具の包装又は取扱説明書に、包装した状態でライティングチェーンに電源を接続してはならない旨の記載がなかった。	J60598-2-20(H25)20.6.1 (第十九条 表示等(一般)) ライティングチェーンには、次の情報を表示しなければならない。 b) ライティングチェーンには、次の警告の要旨を表示しなければならない。 3) 包装が展示目的に適合している場合を除き、包装した状態でライティングチェーンに電源を接続してはならない。
	2. 屋外用にもかかわらず、電源コードに平形コード(VFF)が使用されていた。また、電源コード及び外部可とうコードの断面積が0.5mm ² 及び0.2mm ² であった。	J60598-2-20(H25)20.11.1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) ライティングチェーンに用いる内部及び外部電線は、この規格の表1に示す電線と同等若しくはそれ以上のもの、又は電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)第1項別表第一に適合する電線(屋外用ライティングチェーンの外部電線は、キャプタイヤケーブル若しくはキャプタイヤコードであつて、その断面積が0.75mm ² 以上のものに限る。)でなければならない。
	3. 屋外用にも係わらず普通形の差込みプラグを使用していた。	J60598-2-20(H25)20.11.3 (第八条 絶縁性能の保持) 屋外用のライティングチェーンは、防まつ形プラグを用いるか、又は電線接続箱の中で電線を永久的に固定接続しなければならない。
その他の白熱電灯器具	1. 構造試験において、交換が可能な白熱電球の取り付け部近傍及び銘板のいずれにも適用ランプの種類が表示が施されておらず、電球の取換えが確実に出来なかった。	別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説37) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ ディー・電灯器具 ①	1. 構造試験において、プリント基板上の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. 極性が異なる充電部相互間(AC240Vと整流後の回路との間)の空間距離が1.5mmであった。 ロ. 極性が異なる充電部相互間(AC240V)の空間距離が1.8mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、240V)であること。
	2. 構造試験において、内部配線に2Nの力を加えたとき、金属枠(本体)の鋭利な箇所であるねじ止め穴及びソケット取り付け支柱に触れ、内部配線の被覆が損傷し、感電等の危険が生ずるおそれがあった。	別表第八1(2)又(ハ) (第八条 絶縁性能の保持) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、最大定格電圧が240Vであるにもかかわらず、アース機構がなかった。	別表第八1(2)ソ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。)又はアース端子により接地できる構造であること。
	4. 構造試験において、安全性について実証できない直管型LEDランプ(G13口金)を使用しており、使用者によって取り付け、又は取り外しができる構造であった。	別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の交換又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。
エル・イー・ ディー・電灯器具 ②	1. 銘板に記載されている次の表示事項の文字及び数字の高さが1.5mmであった。 (1) 製造者名 (2) 定格電圧 (3) 型番 (4) 定格周波数 (5) 定格消費電力	J60598-2-1(H23)1.5 J60598-1(H26)3.2 (第十九条 表示等(一般)) 3.2 文字及び数字の高さは、2mm以上でなければならない。
	2. 器体外郭の表面及び取扱説明書のいずれにおいても、力率の表示が施されていなかった。	J60598-2-1(H23)1.5 J60598-1(H26)3.3 (第十九条 表示等(一般)) 3.3.9 製造事業者は、力率及び入力電流について情報を提供できるようにしておかなければならない。
	3. 表示に対する試験において、表示が読み取れず、まくれあがりが生じた。	J60598-2-1(H23)1.5 J60598-1(H26)3.4 (第十九条 表示等(一般)) 3.4 表示の耐久性は、水に浸した布きれで15秒間軽くこすり、乾かした後に、石油成分溶液に浸した布切れで更に15秒間軽くこすり、その後、第12章で規定する試験の完了後、表示は読み取れ、表示銘板は容易に取り外せず、また、まくれあがりが生じてはならない。
	4. 絶縁距離において、光源基板を金属外郭に固定するねじが、光源基板の充電部パターンに接触していたため、充電部と金属外郭間のアース間の距離が、0mmであった。	J60598-2-1(H23)1.7 J60598-1(H26)11.2 (第八条 絶縁性能の保持) 表M.1に記載した箇所の間隔は、適切な距離を置かなくてはならない。沿面距離及び空間距離は、表11.1及び表11.2に示す値以上でなければならない。 一充電部と可触金属部との間の沿面距離(クラス0機器、基礎絶縁)は、1.5mm(100V)であること。
	5. 構造試験において、器体内部の充電部に試験指が触れた。	J60598-2-1(H23)1.11 J60598-1(H26)8.2.1 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 8.2.1 照明器具は、通常の使用状態に取り付けて配線したとき、及び手で照明器具が開けられない場合でも、ランプ交換またはスタータ交換(交換可能な場合)のために開けたときは、充電部が可触とならない構造でなければならない。
	6. 妨害波試験(妨害波電力)において、測定周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で最大値が53.9/54.5dB(測定周波数47.79/47.66MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	J55015(H20) (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、周波数が30MHz以上300MHz以下の周波数範囲で、準尖頭値にあつては45~55dB以下、平均値にあつては35~45dB以下であること。なお、最高値となった測定周波数47.79/47.66MHzにおける許容値は45.7/45.7dB(準尖頭値)以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	1. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって50Nの張力を加えたとき、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付け付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。
	2. 構造試験において、安全性について実証できない直管型LEDランプ(G13口金)を使用しており、使用者によって取り付け、又は取り外しができる構造であった。	別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。
広告灯①	3. 表示において、定格銘板がなく表示すべき事項である次の事項が表示されていなかった。 ①定格電圧 ②定格消費電力 ③定格周波数	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格消費電力(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 3 適用光源の定格消費電力(使用者が交換できる光源をもつものに限る。) 4 定格周波数(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 5 屋外用のものにあつては、その旨(その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具及びエル・イー・ディー・電灯器具の場合に限る。) 6 屋内用のものにあつては、その旨(広告灯及びハンドランプの場合に限る。) 7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号
	4. 構造試験において、屋外用のものであるにもかかわらず、アース機構がなかった。(屋内用の表示がないため、屋外用と判断した。)	別表第八2(86の8)イ(ロ) (第五条 使用者及び使用場所を考慮した安全設計) 屋外用のものであつては、アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては、この限りでない。
	5. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が80.3/80.4dB(測定周波数537/537kHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十第七章1.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
広告灯②	1. 表示において、銘板に記載されている「製造者名」の文字の高さが1.5mmであった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 3) 4 . 5 J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 6) 3 . 2 (第十九条 表示等 (一般)) 3 . 2 文字及び数字の高さは、2mm以上でなければならない。
	2. 表示において、取扱説明書に、外部可とうケーブル又はコードの取り替えに関する記載がなかった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 3) 4 . 5 J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 6) 3 . 3 . 1 7 (第十九条 表示等 (一般)) 3 . 3 . 1 7 タイプX、タイプY又はタイプZ取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書には、次の情報を記載しなければならない。 - 特別に用意したコードをもつタイプX取付方法に対して： 照明器具の外部可とうケーブル又はコードが損傷を受けたとき、特別のコード又は製造業者若しくはその代理者だけから入手できる専用のコードに取り替えなければならない。 - タイプY取付方法に対して： 照明器具の外部可とうケーブル又はコードが損傷を受けたとき、危険を避けるために、製造業者、その代理者又は同様の資格をもつ人だけがそれを取り替えることができる。
	3. 表示において、使用者非交換形光源である適合ランプを使用しているが、取扱説明書に次の主旨の情報がなかった。 “この照明器具の光源は、製造業者、製造業者の代理者又は類似の有資格者だけが交換できます。”又は、“使用者は、この照明器具の光源は交換しないで下さい。”	J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 3) 4 . 5 J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 6) 3 . 3 . 2 0 A (第十九条 表示等 (一般)) 3 . 3 . 2 0 A 非交換形光源及び使用者非交換形光源をもつ照明器具は、取扱説明書に次の主旨の情報を記載しなければならない。 - 使用者非交換形光源に対して： “この照明器具の光源は、製造業者、製造業者の代理者又は類似の有資格者だけが交換できます。”又は、“使用者は、この照明器具の光源は交換しないで下さい。”
	4. 感電に対する保護において、手でファスナー部（パルーン固定用ファスナー及びサイドのファスナー）を開けたとき、充電部（端子台の端子及びコンデンサの端子）に試験指が触れた。 また、基礎絶縁だけで絶縁された内部配線、器具内用制御装置に試験指が触れた。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 3) 4 . 1 1 J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 6) 8 . 2 . 1 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 8 . 2 . 1 照明器具は、通常の使用状態に取り付けて配線したとき、及び手で照明器具が開けられない場合でもランプ交換又はスタータ交換のために開けたときは、充電部が可触とならない構造でなければならない。クラス0照明器具を除き、基礎絶縁した部分は、偶然的接触に対して適切な保護のない照明器具の外側に使用してはならない。 注記1 ここでいう基礎絶縁した部分には、内部配線、器具内用制御装置などがある。 通常の使用状態に取り付けた状態、及び／又は組み立てた状態で、標準試験指が充電部に触れてはならない。
	5. 取扱説明書に必要な監視、又は清掃目的に関する記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7 . 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 7 . 1 2 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 - この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含むが単独で機器を用いることを意図していない。） - この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。 J 6 0 3 3 5 - 2 - 8 0 (2 0 1 9) 7 . 1 2 7 . 1 2 清掃目的のためにガードを取り外す旨の記載が取扱説明書にある場合、取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 ”ガードを取り外す前に、ファンの電源が遮断されていることを確認する。”
	6. 危険な運動部となるファンの羽根に対する保護がなく、検査プローブが触れた。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 2 0 . 2 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 2 0 . 2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害、から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていないなければならない。 (中略) 適否は、目視検査、21.1による試験及びJIS C 0 9 2 2の検査プローブBと類似の検査プローブ（非円形面の代わりに直径が50mmの円形停止面をもつもの）に5N以下の力を加える試験によって判定する。 (中略) 検査プローブが危険な運動部に触れてはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の音響機器 ①	1. 説明書において、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 6) 5. 4. 2 (第十九条 表示等 (一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いる場合：この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載
	2. 雑音の強さ(妨害波電力)において、周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で、平均値の最大値が44.7/45.0dB(測定周波数30.41MHz、電源周波数50/60Hz)であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J 5 5 0 1 3 (H 2 2) 4. 5 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、30MHz以上300MHz以下の周波数範囲にあつては準尖頭値は45~55dB以下、平均値は35~45dB以下であること。なお、最高値となった測定周波数30.41MHzにおける許容値は35.0dB(平均値)以下であること。
その他の音響機器 ②	1. 表示において、電源の種類を示す交流記号の表示がなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 6) 5. 1 (第十九条 表示等 (一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 d) 電源の種類 - 交流だけの記号：・ (60417-5032)
	2. 説明書において、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 6) 5. 4. 2 (第十九条 表示等 (一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いる場合：この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載
	3. 2次側の内部配線に、2Nの力を加えたとき、1次側の部品(ヒューズクリップ)に接触し、二重絶縁が保たれなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 6) 8. 1 0 (第八条 絶縁性能の保持) クラスⅠⅠ機器は、次の部分間に二重絶縁を備えなければならない。 - 可触部と主電源に導電的に接続した電線又はケーブルの導体との間 - 可触導電部に接続した電線又はケーブルの導体と主電源に導電的に接続した部分との間
	4. 部品において、電流ヒューズ近傍に相対的溶断時間/電流特性及び遮断容量を示す記号の表示がなかった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 6) 1 4. 5. 2. 2 (第十九条 表示等 (一般)) J I S C 6 5 7 5の規格群に規定するヒューズは、次の表示をヒューズホルダ又はヒューズ近傍に記載の順序で行わなければならない。 - 相対的遮断時間/電流特性を示す記号 - 1A未満の定格電流の場合は電流をミリアンペアで示し、1A以上の定格電流の場合は電流をアンペアで示す。 - 該当する場合、そのヒューズの遮断容量を示す記号 - 誤って、より低い定格電圧のヒューズを装着する可能性がある場合、ヒューズの電圧定格。
	5. 外部可とうコードにおいて、主電源可とうコードに、シースのない平形ビニルコード(VFF)を使用していた。	J 6 0 0 6 5 (H 2 6) 1 6. 1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 主電源可とうコードは、PVC製の場合はJ I S C 3 6 6 2の規格群、若しくは合成ゴムコードの場合はJ I S C 3 6 6 3の規格群に規定するシース付きのもの、又は電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通産省産業省令第85号)第1項別表第一に規定するシース付きのものでなければならない。
	6. 外部可とうコードにおいて、40Nの引張力を加えたとき、2mmを超える変位が発生した。また、機器内部へコード押し込みが可能であった。	J 6 0 0 6 5 (H 2 6) 1 6. 5 (第八条 絶縁性能の保持) 一つ以上の危険な活電導体を含む外部可とうコードを機器に用いる場合、導体の接続部に張力が加わらないように、外被を摩耗から保護し、かつ、導体がねじれないようにコードを接続できなければならない。 さらに、開口部から機器内部にコードを押し込むことによって、この規格に不適合となる場合、外部コードを機器内に押し込むことができてはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の音響機器 ③	1. 構造試験において、基板1次側充電部(AC100V)とアースするおそれのある非充電金属部である基板2次側充電部(金属外郭に接続)との間の空間距離(沿面距離を含む)が1.2mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが入り難い箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズが500mAであるにもかかわらず、基板上の定格電流の表示が250mAであった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板またはヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	3. 消費電力の許容差試験において、定格消費電力18W(取扱説明書による)に対して、電源電圧が100Vのときに測定した測定値が10.5/9.1W(電源周波数50/60Hz、偏差:-41.7/-50.6%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が10Wを超え30W以下のものの許容差は±25%以内であること。
	4. 表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」の表示が器体表面の見やすい箇所になかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (別表第六) (省略) 2 定格消費電力 (省略)
テレビジョン受信機	1. 構造試験において、プリント基板上チョークコイル(LF1)の交流巻線間の空間距離(沿面距離を含む。)が最小1.5mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、二重絶縁構造にもかかわらず1次回路と2次回路の間にコンデンサーが接続されていた。	別表第八1(7)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部(1次側)とアースするおそれのある非充電金属部(2次側)との間に、コンデンサーを接続していないこと。
電子レンジ	1. 内部配線において、内部配線の絶縁物を傷つけるおそれがあるメイン電源基板の印刷配線面に、接触することがないように、保護されていなかった。	J60335-1(H20)23.1 (第八条 絶縁性能の保持) 配線路は、滑らかでなければならず、かつ、とがった角があつてはならない。 電線は、その絶縁物を傷つけるおそれがあるバリ、冷却フィン、その他これらに類する角の部分に接触することがないように保護しなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電灯付家具	<p>1. 構造試験において、交換が可能なエル・イー・ディー・ランプの取り付け部近傍及び銘板のいずれにも適用ランプの種類が表示が施されておらず、電球の取換えが確実にできなかった。</p> <p>2. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力60Wに対して、測定値が6.47/6.47W(電源周波数50/60Hz、偏差: -89.2/-89.2%)であった。</p>	<p>別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説37) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。</p> <p>別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が30Wを超え100W以下のものの許容差は±20%以下であること。</p>
リチウムイオン蓄電池①	<p>1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が最大で4.385Vであり、上限充電電圧(4.25V:事業者宣言値)を超えていた。</p>	<p>別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ. 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ. 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ. 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。</p>
リチウムイオン蓄電池②	<p>1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が最大で4.387Vであり、上限充電電圧(4.20V:事業者宣言値)を超えていた。</p>	<p>別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ. 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ. 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ. 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。</p>
リチウムイオン蓄電池③	<p>1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧の測定値が最大で4.380Vであり、上限充電電圧(4.25V:事業者宣言値)を超えていた。</p>	<p>別表第九3(11) (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5℃である状態において、次のいずれかの方法で試験を行ったとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ. 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ. 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ. 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。</p>

<電気用品安全法の令和元年度試買テストにおける「PSEマーク等表示」に関する不適合内容について>

(1) 特定電気用品

該当なし

(2) 特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
電気歯ブラシ	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
広告灯	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称の表示が不鮮明だった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）